令和5年第3回農業委員会総会会議録

令和5年第3回船橋市農業委員会総会を令和5年3月9日午後3時00分船橋市役所分室3階会議室1に招集する。

出席委員

農業委員(14人)

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 髙橋 光一

土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員(2人)

飯島 行雄 宍倉 由紀雄

議長
それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回農業委員会総会を開催いたします。

事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。

次長傍聴人はおりません。

議長
それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長
それでは、指名いたします。

5番、菊池眞夫委員と、8番、土橋博之委員の両名にお願いいたします。

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。

次長。

次長 農地法第3条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。

本議案につきまして、湯浅審査班長の報告を求めます。

湯浅審杳班長

それでは、今月6日、豊田豊委員、飯島行雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、豊富町に在住の譲受人が、譲渡人の所有する持分の全てを贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は約52アールで、農業従事者は2名、世帯従事日数は553日、農機具を一式有しております。

以上、本議案につきましては、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。齋藤委員。

齋藤委員

譲渡人と譲受人はどういうご関係ですか。

湯浅審杳班長

親族です。

議長

事務局。

事務局

今回の譲渡ですが、もともと6名で相続したものを1人の経営者に集約するため、3条の申請が行われたものです。

議長

よろしいですか。

齋藤委員

はい、分かりました。

議長

ほかにご質問、ご異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

次長。

次長

議長

藤城審杳班長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から3を上程いたします。

本議案につきまして、藤城審査班長の報告を求めます。

それでは、今月6日、石井俊郎委員、宍倉由紀雄推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。 議案書3ページ、地図3から5ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、建設業を営む譲受人が、現在、資材置場がないため、利便性の高い当該地を取得し、資材置場及び 駐車場として整備するものです。

現地は、現状畑の田で、隣接地は雑種地及び用悪水路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

資力については、残高証明書で確認済であり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図6から8ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、 特定建築条件付売買予定地9棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地、雑種地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は各戸内に雨水浸透施設を設置し、 汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続については現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要となる金額を残高証明書で確認済であり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、あすなる 保育園と千葉県立船橋二和高等学校の社会福祉施設と教育施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書3ページ、地図9から11ページをご覧ください。

2号議案の3につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、 特定建築条件付売買予定地20棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、山林、宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は各戸内に雨水浸透施設を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要となる金額を融資証明書で確認済であり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、特別養護 老人ホーム太陽と緑の家藤原と船橋市立法田中学校の社会福祉施設と教育施設があることから、第3種農地と判断します。

以上3議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

次長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の4から6を上程いたします。

本議案につきまして、湯浅審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図12から14ページをご覧ください。

2号議案の4につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、 特定建築付売買予定地10棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は、現況畑の山林、現況道路の畑、宅地及び山林となっており、周囲はブロックを施工、雨水は各戸内に雨水抑制施設を設置し、汚水・雑排水は浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済であり、信用については、現在、違反行為がないことを 確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・排水管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、すずみ幼

次長

議長

湯浅審査班長

稚園と船橋市立大穴中学校の教育施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書4ページ、地図15から17ページをご覧ください。

2号議案の5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、 特定建築条件付売買予定地3棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地、用悪水路及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は各戸内に雨水浸透施設を設置し、 汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要となる金額を残高証明書で確認済であり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋二和 病院と二和ふれあいクリニックの医療施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書4ページ、地図18から20ページをご覧ください。

2号議案の6につきましては、市内在住の譲受人が、親族所有地である当該地を使用貸借により借受け、都市計画法第34条11 号により、専用住宅1棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、隣接に農地はなく、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、住宅を建築する場合に必要となる金額を融資証明書で確認済であり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、三咲眼科とちのね歯科医院の医療施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

次長。

農地法第5条、許可申請について、議案第2号の7から8を上程いたします。

本議案につきまして、藤城審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図21から23ページをご覧ください。

2号議案の7につきましては、市内在住の譲受人が、親族所有地である当該地を使用貸借により借受け、都市計画法第34条第1 1号により、専用住宅1棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併 浄化槽を設置し、それぞれ排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、隣接農地所有者は譲渡人です。

なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、理解したうえで当該地に居住する旨の約束書

議長

議長

次長

議長

藤城審査班長

が提出されております。

都市計画法の手続については、現在申請中であります。資力については、住宅を建築する場合に必要となる金額を融資証明書で確認済であり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おむね500メートル以内に、丸山旭保育園と日の丸幼稚園の社会福祉施設と教育施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書4ページ、地図24から26ページをご覧ください。

2号議案の8につきましては、市内在住の譲受人が、親族所有地である当該地を使用貸借により借受け、都市計画法第34条第1 1号により、専用住宅1棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、道路及び宅地となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水貯留浸透施設を設置し、汚水・雑排水は浄化槽を設置し、それぞれ排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

また、隣接農地所有者は譲渡人です。

なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、理解したうえで当該地に居住する旨の約束書が提出されております。

都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、住宅を建築する場合に必要となる金額を融資証明書で確認済であり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋旭こども園と千葉県立船橋夏見特別支援学校の教育施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

次長

議長

事務局

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

次長。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第3号を上程いたします。

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

議案第3号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

議案書は5ページです。

1につきましては、南三咲に在住の申請人の夫が令和4年9月に死亡したことにより、耕作地6筆、計1万940平方メートルの うち、生産緑地である南三咲の畑2筆、計2,953平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として証明願の申請が ありました。

事務局が調査したところ現地が農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。したがいまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

2につきましては、古作に在住の申請人の母が令和4年8月に死亡したことにより、耕作地14筆、計1万1,029平方メートルのうち、生産緑地である古作の畑3筆、計1,371平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ現地が農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。したがいまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

次長。

次長

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第4号を上程します。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第4号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。

議案書は6ページです。

本件につきましては、夏見に在住していた農業従事者で、土地所有者が令和4年11月に死亡したことにより、当該土地の相続人から、耕作地22筆、計1万6,596平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている12筆、計1万304平方メートルのうち、夏見台の畑3筆、計2,737平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったと思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、認定することに決しました。

次長。

次長

令和4年度第10次農用地利用集積計画について、議案第5号を上程いたします。

事務局

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

議案第5号につきましては、令和4年度第10次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は7から8ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、豊富町の畑及び現況畑の山林、計3筆のそれぞれ一部、計8,388.5平方メートルに賃借権3年。

2は、豊富町の畑及び現況畑の山林、計3筆のそれぞれ一部、計8,388.5平方メートルに賃借権3年。

なお、1、2の貸付人は同一人物であり、それぞれの借受人に対して、当該農地面積の2分の1ずつ賃借権を新規に設定するものです。

また、3は、二和東1丁目の畑2筆、計4,891平方メートルに賃借権3年。

4は、旭町5丁目の畑1筆、1,254平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借り手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号の要件を満たしており、 計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。本議案につきまして、令和4年度第10次農用地利用集積計画として、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

次長。

次長

議長

船橋市の農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて、議案第6号を上程いたします。

本議案につきましては、1月総会において農政小委員会に付託した案件でございます。

農政小委員長の報告を求めます。

農政小委員長

本議案につきましては、1月に農政小委員会、2月に推進委員連絡協議会で検討を行いました。その案を基に、2月の総会終了後に開催した推進委員との合同会議において、再度、内容を審議し、最終案として決定いたしました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、船橋市農業委員会「農地等の利用の最適化推進に関する指針」の見直し案の内容についてご説明いたします。

本日、案をお配りしておりますので、配付資料をご覧ください。右上に資料1と書かれた船橋市農業委員会「農地等の利用の最適 化の推進に関する指針」、こちらの資料です。よろしいでしょうか。

資料1につきましては、平成29年度に作成済の指針について、全国農業会議所から示された参考例を基に、必要箇所の修正を行いました。これは国の参考例をそのまま使用したわけではなく、船橋市の実態を考慮した内容に修正をしております。

続いて、次の資料です。右上に資料2と書かれた新旧対照表です。船橋市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針 (新旧対照表)」、A4の横書きになっているものでございます。よろしいでしょうか。

本日は、改正した内容等について、こちらの新旧対照表の資料に基づき、前回からの変更箇所について説明をさせていただきたいと思います。

事務局

では、説明いたします。

まず、1ページ目でございますが、こちらは、「第1 基本的な考え方」でございます。

まず、真ん中辺、「船橋の人口は」とありますが、平成29年度、策定時63万人でしたが、人口増に伴い、現在64万人になりますので修正を加えました。

続いて、2ページ目でございます。

では、「こうした問題に」というところから読み上げさせていただきます。

「こうした問題に対応するため、遊休農地の解消と発生防止に努める一方、担い手への農地利用の集積・集約化及び担い手を確保するための新規参入の促進に係る取り組みを一層強化する等、農地等の利用の最適化を推進する必要がある」としております。「こうした問題」というのは、後継者不足、担い手の高齢化、これに伴う遊休農地の増加等を指しております。平成29年度の書き方だと、活動の内容を限定されているので、書き方を変えました。

続きまして、真ん中の赤字、「目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める」という文を追記しました。これは、令和 5年4月1日付で予定されている農業委員会法の改正に伴い、今までの具体的な目標と推進方法だけではなく、目標の達成をどのようにしたのかという評価方法も指針の中で定めるとされたので、その法律の規定に基づき、追記をしたものでございます。

ではその下、「なお、この指針は」から、また読み上げさせていただきます。

「なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する、千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する船橋市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた、農業委員会の目指す農地の状況等の目標を示すものであり、上記基本構想の見直し時期や、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証し、必要に応じて見直しを行う」といたしました。

こちらも国の参考例に合わせて修正をしたのですが、平成29年策定時と目標の指標とするものが変更になっていますので、それを反映したものでございます。平成29年策定時は、農林水産業地域の活力創造プランに基づき決めるようにということでしたが、新しい指針に関しては、県の基本方針、また、これに基づいた船橋市の基本構想を踏まえて目標を設定するので、その内容に変えております。

また、見直し時期につきましても、基本構想に基づいていますので、基本構想の見直し時期に変更を行うとし、また、改選期ごとに検証・見直しを行うと以前決めていたのですが、検証した時点で見直しの必要がなければ行う必要もないと考えますので、「必要に応じて」という文言を追記させていただきました。

その下です。「また、単年度の具体的な活動については」というところですが、こちらも国の参考例に合わせて修正しましたが、こ

ちらも根拠とする国の通知が変わっておりますので、そちらを反映したものでございます。

では、続いて「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」でございます。この「及び評価方法」が新たに策定することと法改 正で決められたものになります。

続きまして、遊休農地の発生防止・解消について説明させていただきます。

「(1) 遊休農地の解消目標」をご覧ください。こちらの目標ですが、令和4年10月総会にて設定いたしました、「令和4年度最適化活動の目標」の数値を基に作成しています。この目標では、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から令和8年度までに、毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定しています。

具体的には、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地26~クタールを毎年5分の1である5~クタールずつ減少させることを目標としています。

指針の見直しに当たっては、この数値を使用し、「現状(令和4年4月))欄、管内の農地面積(A)は「令和4年度最適化活動の目標」に記載した、耕地及び作付面積統計における耕作面積1,170~クタールと、令和3年度利用状況調査により把握した遊休農地面積74.5~クタールの合計面積の1,244.5~クタールを記載し、右の「遊休農地面積(B)」は74.5~クタール、更に右の遊休農地の割合(B/A)は6.0パーセントと記載しています。

次段、「目標(令和7年3月時点)」欄では、74.5~クタールから毎年5~クタールずつ減少させることから、3年分の15~クタールを減少させた59.5~クタール、割合は4.8パーセントとしています。

令和8年度末である5年後の目標、令和9年3月時点の数値を48.5ヘクタール、割合は3.9パーセントとして設定しています。 そのほか、全国農業会議所から示された参考例を基に、必要箇所の修正を行っております。

具体的には、4ページ目の下にございます(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、「利用状況調査の時期に関わらず適宜実施する」にあります「適宜」の部分を「日常的」に変更しました。

次に、5ページ目の③非農地判断については、「荒廃農地の発生、解消状況に関する調査」が利用状況調査と統合されたため、文言

事務局

を変更しております。

そして、5ページ目の下にございます (3) ですが、農業委員会法の改正により、目標の達成状況の評価の方法を記載する必要があることから、新規で追加し、「遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表のとおりとする」と記載しております。

遊休農地の発生防止・解消についての説明は以上となります。

では、続きまして、6ページの2番、担い手への農地利用の集積・集約化について説明させていただきます。

(1) 担い手への農地利用集積目標でございます。こちらの表をご覧ください。まず、管内の農地面積(A)は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入することとされております。現状を令和4年4月時点とすることから、管内の農地面積(A)は1,170~クタール、集積面積は410.5~クタール、集積率は35.09パーセントとなります。

続きまして、目標年度につきましては、最適化活動の目標の設定を作成しているところですが、そちらに合わせまして、令和6年度末の令和7年3月とし、目標とする集積面積(B)及び集積率(B/A)は、船橋市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえ、1,170~クタールに43.5パーセントの集積率を乗じて509~クタールとしております。

それでは、7ページです。参考、担い手の育成・確保の表でございますが、こちらもまた、国の参考例に基づき新たに追加をする 必要が出た表でございます。こちらは、注1に書いておりますが、あくまで参考値になりまして、これは農業委員会の目標ではござ いませんので、ご注意願います。

こちらの表の中の総農家数、うち主業農家数につきましては、2020年の農林業センサスの数値を記入するとされておりますので、令和4年4月現在で、総農家数が799戸、うち主業農家数が266戸と記載しております。

認定農業者数につきましては、令和4年4月1日時点で174経営体、認定新規就農者が3経営体、基本構想水準到達者が78経営体、特定農業団体その他の集落営農組織は0団体でございます。

目標につきましては、目標年度は、令和7年3月、令和6年度末までの目標となり、認定農業者数が280経営体、認定新規就農

事務局

者が3経営体、基本構想水準到達者78経営体、特定農業団体その他の集落営農組織は0団体としております。

認定農業者の280経営体につきましては、市の農業振興計画から引用しております。認定新規就農者、基本構想水準到達者、特定農業団体その他の集落営農組織につきましては、特に、農業振興計画や基本構想において目標を定めておりません。そこで、担い手が減少傾向にある現状を考慮しまして、せめて現状を維持することがいいのではないかということで、現状と同じ数字を入れております。

この数値につきましては、農水産課とも調整の上、記入をしている旨を申し添えます。

では、(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法でございます。

まず、①を読み上げさせていただきます。

「地域の農地の利用状況及び担い手の意向の把握について」という標題で、「推進委員が中心となり、管内の地域の農地の利用状況 や、担い手の意向の把握に努める。また、遊休化の恐れや貸付け希望のある農地については、重点的に働きかけを行うことで担い手 への集約化の推進を図る。」という内容になり、こちらを新たに追記しました。現状、推進委員の皆様に取り組んでいただいている内 容となりますので、こちらで問題ないかと思います。

続きまして、②「地域における農業者等による協議の推進について」です。農業委員会として、集落ごとに人と農地の問題解決のため、各地域において農業者等による協議の場を設けることで、将来の農地利用について考える機運づくりに取り組むとともに、集落での話合いを推進する、という内容です。現状、推進委員の皆様に活動していただいている内容、これが軌道に乗ってきた段階で、次のステップとして必要と思われますので、こちらを記載しております。

続いて、③以降に関しましては、赤字の部分、基本的に国の参考例に基づいて、文言の追加や修正を行ったものとなります。特段、 内容について記載のとおりですので、詳細の説明については割愛させていただきます。

続きまして、9ページの一番下です。(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法です。評価方法を今回から定めなければならなくなりました。

まず、「担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。」とあります。今までは「集積面積」で

評価をしていたのですが、今後は「集積率」を主に評価するということでございます。単年度の評価については、国の通知に基づいて、評価を行うという内容でございます。

担い手への集積に関しては以上でございます。

12、1 3 水灰(-) (3 (3) (2) (3)

(1)新規参入の促進目標ですが、令和3年度の実績を現状欄に記載しております。個人の新規参入者が1名。面積が0.6~クタール。法人の新規参入者が1経営体、面積が0.7~クタール。目標の令和7年3月の数値は、新規参入者について、過去の実績から

新規参入者取得面積については、令和4年度最適化活動の目標の新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積である、過去3年間の権利移動面積の平均の1割である1へクタールを全体の年間目標とし、個人、法人に1年間で0.5~クタールずつ分け設定し、目標の令和7年3月の数値は、個人2.1~クタール、法人2.2~クタールといたしました。その他、全国農業会議所から示された参考例を基に、必要箇所の修正を行っております。

11ページ目、(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法、①関係機関との連携についての「農地中間管理機構」を「農地中間管理機構等」と変更し、②新規参入の促進については、今年4月に法改正により下限面積が撤廃されることから、下限面積の記載を削除し、参考例に合わせて語句の追加を行っております。

最後に、11ページー番下、「(3) 新規参入の促進の評価方法の項目」を新規で追加し、「新規参入の促進の進捗状況は、新規参入 (個人・法人)の2つにより評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業 委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする」と記載いたしました。

事務局からの説明は以上となります。

農政小委員長

事務局

以上が農業委員会で作成した案となります。

報告は以上です。

議長

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

続きまして、10ページ、「3.新規参入の促進について」の説明をさせていただきます。

年間目標を1経営体と設定し、個人は3年で2経営体、法人は3年で1経営体といたしました。

(「異議なし」の声あり)

議長

ないようですので、採決を取りたいと思います。本議案につきまして、原案どおりに見直すことに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって、そのように決しました。

続きまして、協議事項1に入ります。

令和4年度、最適化活動の点検・評価についてでございます。

このことにつきまして、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、令和5年3月総会協議事項①(資料1)と書いた資料をお配りしておりますので、こちらをご覧ください。よろしいでしょうか。

こちらは本件の概要とスケジュールでございます。

まず、1番、概要について説明いたします。

皆様は既にご存じのとおり、農業委員会は、農業委員会等に関する法律の規定により、農地等の利用の最適化の推進に係る活動を 実施しなければなりません。

この活動の透明性を確保するため、同法37条の規定により、最適化の推進の状況や、事務の実施状況については公表をしなければならないとされております。

また、令和4年2月2日に発出された農林水産省経営局長通知によると、各農業委員会は、最低活動の成果目標及び活動目標を設定し、この目標に照らして毎年の活動の点検・評価を行うことが重要とされており、推進委員及び農業委員会それぞれの最適化活動等について点検・評価結果を取りまとめ、市のホームページで公表するとともに、毎年の6月末までに市長、千葉県知事、千葉県農業会議に報告することとされております。

なお、従来の活動の点検・評価については、農政小委員会に付託され、農政小委員会、農地利用最適化推進委員連絡協議会及び推 進委員と農政小委員の合同会議において検討を行い、総会の決定を経て公表・報告を行っております。

本日は参考のため、最適化の点検・評価に係る各様式を添付しております。

まず、右上に別紙様式3と書かれたものが、推進委員等の最適化活動の点検・評価をするための様式でございます。

次に、右上に別紙様式4と書かれたA3横長の資料が、最低活動の目的及び目標に対する点検・評価、農業委員会全体の点検・評価を行うためのものでございます。

続いて、別添様式5は、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表を行うための資料でございます。 目標の設定をしたものに対して実績がどうだったか、また、農業委員会の事務を適正に実施したかを記載するものでございます。

続いて、別紙様式6は、各年度の農業委員会の事務の実施状況について記載するものでございます。

こちらの各様式は、担い手への利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3点について、それぞれ設定した成果目標及び活動 目標に対する最適化活動の実施状況や目標の達成状況を点検・評価するものでございます。

なお、同じ国の通知において、この点検・評価結果等については、前述のとおり毎年度6月末までに関係機関へ報告し、適切な方法で公表するものとされておりますので、資料1の2、スケジュールに記載のとおり、検討していきたいと考えております。

本日は、令和4年度の最適化活動の点検・評価をどのように検討していくのか、協議をお願いいたします。

説明は以上です。

本件についてご意見はございませんでしょうか。

この件に関しては、農政小委員会に付託するのがよろしいかと思います。

ただいま髙橋委員より、農政小委員会に付託するとのご意見がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本件につきまして、農政小委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致で付託することに決しました。

続きまして、引き続き協議事項2に移ります。

農地利用最適化推進委員候補者の選定についてでございます。

議長

髙橋委員

議長

次長

このことにつきまして、事務局より説明を願います。

農地利用最適化推進委員候補者の選定につきましては、協議事項2と書かれた資料を基にご説明いたします。資料は農業委員の皆様へのみお配りしております。

農地利用最適化推進委員の選定につきましては、令和5年第1回農業委員会総会にて募集とスケジュールについてお諮りし、全会 一致で議決を得たところでございます。

募集要項に基づき、2月15日から募集を開始いたしました。3月14日の募集締切り後、速やかに次期推進委員候補者の選定事務を進めていく必要がございますので、本日は、実際の選定作業を行う評価委員を選出いただきたく、協議をお願いいたします。

それでは、配付資料、農地利用最適化推進委員候補者の選定について(案)をご覧ください。

まず「1. 農地利用最適化推進委員の募集について」ですが、前回総会でもご説明いたしましたが、令和5年2月15日から3月14日の間に、13名の次期推進委員を募集いたしております。

募集に関する周知の方法は(3)に記載のとおりです。なお、現職の推進委員の皆様へは募集要項をご自宅へ郵送いたしました。 次に「2. 選定について」です。

令和2年次に適切な人選をしていただけたことを勘案し、評価委員による選定方式と評価方法については前回どおりとしております。

「(1) 評価委員会による選定」については、お手元の資料1を併せてご覧ください。評価委員は、現農業委員14名から選出された7名により構成されます。委員長は会長とし、その他委員6名は、市内を2区域に分け、その区域に居住する農業委員から、各区域3名ずつ、計6名を選出いたします。資料1には、農業委員をその居住地で分けて記載しております。

次に、「(2)評価方法」についてです。

評価は書類選考とし、評価委員が評定表に基づいて採点いたします。評価委員が採点した合計点数により、上位13名を選出した 後、上位から希望区域に当てはめてまいります。重複者がいる区域については、他の区域と調整いたします。

次に、「3. 農地利用最適化推進委員候補者の評価項目について (案)」です。資料2をご覧ください。

こちらは、前回の評価項目を基に、農林水産省通知で示された内容を加え、事務局で作成した案となります。来月開催予定の第1回評価委員会にて、評価委員の皆様に評価項目の確認をしていただく予定です。

なお、本日は推進委員の皆様もご同席いただいており、次期推進委員への応募をお考えの方もいらっしゃると思います。一般や新規の応募者との公平性を保つため、評価項目の読み上げや質疑は、本日この場では行いませんので、ご了承願います。資料2に記載されている項目に意見がある場合は、選出される評価委員へお伝えいただき、評価委員会にて検討するものといたします。

なお、評価委員会は候補者選定までに2回程度開催する予定でございます。

では、次に具体的なスケジュールについて説明いたします。「4. 選定スケジュール」をご覧ください。

ただいま説明いたしました事務局の案を承認いただける場合、この後、評価委員を選出いただきます。次回総会の前に第1回評価 委員会を開催し、評価項目の検討を行った後、同日開催の農業委員会総会にて評定表を決定したいと考えております。

5月の総会後、第2回評価委員会にて推進委員候補者の選定作業を行っていただきます。限られた時間内で十分な評価が行えるよう、4月中旬に評価委員へ申請書類等を送付し、確認できるようにいたします。

6月総会にて、新推進委員候補者の決定の議決を得た後は、次期農業委員へと申し送りを行い、その後、7月20日に開催される 臨時総会にて、新農業委員により委嘱の可決を得られれば、推進委員として委嘱・活動開始となります。

このスケジュールですが、前回、令和2年の選定時と比べると約1か月早いものとなっております。手順については変更しておりませんが、一月早めることで不測の事態に対処できることや、6月の候補者決定から7月の委嘱までの事務手続に十分な時間を費やすことができるなどメリットがございます。

なお、全ての評価委員会を総会と同日開催とすることで、評価委員の皆様の負担低減と効率的な選定が行えるものと思われます。 事務局からの説明は以上です。

ただいまの事務局説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご意見がないようなので、採決いたします。

議長

それでは、事務局案のとおり事務を進めることとして承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

次に、評価委員を決めたいと思いますので、別紙1のとおり、2グループに分けて決めていただきたいと思います。

各グループにて決定いたしましたら、それぞれに事務局の職員がおりますので、お伝えいただければと思います。

選考

議長

次長

それでは、ただいまの結果を発表いたします。

第1から第5地区は、石山委員、齋藤委員、神山委員。第6から第7地区は、髙橋委員、小川委員、藤城委員が選出されました。 よろしくお願いいたします。

評価委員になられた方は、お手数ですが4月7日の金曜日、総会前に評価委員会を開催し、評価項目の検討をお願いしたいと思います。

お忙しい中申し訳ございませんが、ご出席をお願いいたします。詳細については追ってお知らせいたします。

なお、本日の配付資料につきましては事務局から補足説明がございます。

本日お配りしました資料2、「農地利用最適化推進委員候補者の評価項目について(案)」ですが、候補者選定に関わる重要な資料でございます。公平性を保つため、総会終了後、議案書等とともに回収いたしますのでご了承ください。

なお、評価委員になられた方へは、評価委員会の開催通知と併せて、郵送にて改めてお配りいたしますので、評価項目の精査をお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、事務局から報告がございます。

報告いたします。

報告事項(1)農地法第3条の3の届出に係る受理通知の交付について、議案書10ページに記載のとおり、3件の届出を受理いたしました。

次長

議長

次長

なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項(2)農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書11ページから13ページに記載のとおり、1月中に13件の届出を受理いたしました。

報告事項(3)農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書14ページから16ページに記載のとおり、1月中に15件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項1から3の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書17ページに記載のとおり、1件の合意解約がありました。

報告事項(5)転用許可に伴う工事完了報告について、議案書18ページに記載のとおり、1件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項(6)農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書19ページに記載のとおり、1件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項(7)農地の転用事実に関する照会について、議案書20ページに記載のとおり、3件を局長専決として回答いたしました。

報告事項(8)生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書21ページから23ページに記載のとおり、11件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

以上でございます。

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。(午後4時18分)

続きまして、下限面積の廃止について、事務局から説明がございます。

下限面積の廃止について説明いたします。

議長

事務局

1枚のこちらの資料をご覧ください。

下限面積については、毎年、推進委員の皆様に協議をしていただき、農業委員会総会にて、現状の50アールのままと決定してきた経緯がございましたが、令和5年4月1日から「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行され、多様な就農を後押しする今後の地域農業の在り方に影響する内容が盛り込まれます。

認定農業者や新規就農者の方々に対する支援が講じられ、これと併せて農地法の一部が改正され、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、これまで、農業委員会が農地の権利取得時に求めていた下限面積要件50アールが撤廃することとなりました。 ただし、農地の権利取得に必要なその他の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件は引き続き継続となります。

下限面積とは、耕作面積が小さいと生産性が低く、安定した農業経営を行うことができないため設けられていた最低限の耕作面積です。当初より、下限面積要件の根拠となっている「小さい農地では十分な収入が得られないため、農家としての経営が成り立たない」という考えは専業農家を念頭に置いていたものでしたが、現在は、農業以外にも収入の柱となる仕事を有している兼業農家や、コロナ禍以降の昨今では、ライフスタイルの多様性から、半農半Xという小さな農業を選択するケースも増えています。また、農業技術も時代とともに変化してきており、イチゴやトマトなどの作物では50アール未満の面積でも経営が成り立つケースもあります。このように、環境が変化する中、多様な就農を後押しするため、下限面積は廃止されることとなりました。

一方、下限面積が廃止されることにより、農家以外が要件を満たし、船橋の土地柄、乱開発等について心配される意見もあると思いますが、農地の権利取得に当たっては、お配りした下限面積資料2の後半の表に記載しております①全部効率利用要件、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うこと、②農作業常時従事要件、必要な農作業に常時従事すること、③地域との調和要件、周辺の農地利用に支障がないこと、といった農地法で定める要件を適切に満たす必要があり、それらの要件により、従来どおり引き続き投機的な農地取得はできないと考えております。

この改正は、来月の総会で審議する、今月申請分より適用されます。

以上、簡単ではありましたが、事務局から下限面積の廃止についての説明となります。

議長	次に、事務連絡がございます。
次長	
議長	次に、農政小委員長より連絡事項がございます。
農政小委員長	
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
	議長は、午後4時26分第3回農業委員会総会の閉会を宣言した。